

規制改革会議 海外人材タスクフォース 議事録

1. 日時：平成20年1月28日（月）16：58～18：01
2. 場所：永田町合同庁舎2階 第2共用会議室
3. 議題：新しい在留外国人の台帳制度の論点整理
4. 出席者：

（関係省庁）

内閣官房副長官補付内閣参事官	河合 潔 氏
総務省自治行政局市町村課長	江畑 賢治 氏
総務省自治行政局国際室長	稲岡 伸哉 氏
総務省自治行政局市町村課企画官	望月 明雄 氏
法務省入国管理局登録管理官	高岡 望 氏
法務省入国管理局局付	中川 潤一 氏

（規制改革会議）

有富慶二 委員、中条潮 委員、井口泰 専門委員

○有富主査 それでは、中条先生は途中から参りますので、皆さんおそろいなので始めさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

関係省庁、委員の皆様方には、お忙しいところ御足労賜わりまして、誠にありがとうございます。少々遅くなりましたが、本年もどうぞ、よろしくお願いいたします。本日の議事録及び配付資料につきましては、これまで同様、後日、当会議のホームページ上で公開する取扱いとさせていただきます。

さて、本日の議題は、「新しい在留外国人の台帳制度の論点整理について」でございますが、昨年11月30日のヒアリングで、皆さんからロードマップを提出していただいておりますが、こちらにあります「関係課長会議」における「論点整理」の結果について御説明をいただいた上で、意見交換をさせていただきたいと思います。

予定時間は1時間でございますので、できましたら5、6分ぐらいで3省庁からそれぞれ御説明いただいて、あとはまたいろいろディスカッションしたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、法務省からお願いできますか。いただいている資料は、目を通していただいていると思っていただいて結構でございますので、お願いします。

○高岡登録管理官 わかりました。では、今、御紹介いただきました、お配りしてあります「適法な在留外国人の台帳制度の主な論点について」という紙でして、12月の時点で、総務省、法務省で協力して作成したものであります。説明の方も両省で協力してやらせていただくことにしたいと考えております。

まず、最初に私の方から法務省サイドからの説明を申し上げまして、その後、総務省の方からお願いできればと思っております。

早速入らせていただきます。

主な論点ということで、まず最初に「1『適法な在留外国人』の範囲」とありますが、表題にあるように、適法な在留外国人について、これは台帳に載せるということになりますので、市役所の窓口に来た外国人が適法に日本に在留する資格があるというところについて、きちんと法務省の方で管理していかなければならないと考えております。

「2 台帳の作成」ですけれども、これは「住民基本台帳制度を参考としつつ」とありますので、総務省の方をお願いすることにいたします。

「3 記載事項の範囲」ですが、この記載事項は大きく言って、氏名、生年月日、男女の別、国籍、いわゆる身分事項ですけれども、身分事項につきましては、これは日本に入国して在留許可を与えるときに法務省の方でも把握するということになります。

また、次の在留の資格、在留期限、在留許可関連情報ですが、これは法務省の処分の結果発生するものですが、これも当然法務省の方でも把握することですので、こういう情報が遅滞なく、また正確に市区町村の方でも把握できるという制度にしなければならないというふうに考えております。

また「4 転入・転居・転出届等」というところですが、ここで「新たな在留管理制度における居住地の届出との関係も含め」とありますが、法務省の方で外国人に関する情報を把握すると、先ほど身分情報と在留資格に関わる情報があると申し上げましたが、もう一つ、居住地関連の情報です。これにつきましては、市区町村の御協力もいただければ把握できませんので、そういう意味で「関係も含め、検討する必要があります」ということであります。

次に「5 代理人の範囲及び届出義務者」とありますが「外国人登録制度を踏まえつつ」という記載がありますが、外国人登録制度におきまして、基本的に代理人として同居の親族に申請義務を課しております。そういう現状を踏まえつつ、検討する必要があるということです。

それから、1つ飛ばしまして「7 戸籍に関する届出との連携」ということで、ここにも「新たな在留管理制度における連携の在り方との関係も含め」とありますが、現状の外国人登録制度におきましては、外国人登録証明書を持っている外国人の死亡は、外国人登録証明書の返納義務を課していることから、証明書が返納されることによって死亡を把握するということになってはいますが、このところを戸籍に関する届出との連携を図ることによって、より正確にすることができるのではないかと考えております。

「8 台帳の開示の在り方」。外国人登録制度におきましては、これは登録原票ですが、原則非開示ということになっております。本人は当然請求できるわけですが、それ以外では代理人または、同居の親族に基本的に限られておまして、ある意味住民基本台帳制度よりも、原則非開示ということで、ここは厳しくアクセスを制限されていると思いますが、この関係を検討していく必要があるということでもあります。

また飛びまして「11 法務大臣(入国管理局)からの情報提供の在り方」。これは正確に遅滞なく行う仕組みをつくらなければならないと考えております。

また「14 経過措置等」です。これは現行の外国人登録制度の外国人登録証明書を大勢の方がお持ちですので、その関係も含めて検討しなければならないというふうに考えております。

「15 体制の整備及び財政措置」とありますが、これについても検討する必要があるということでもあります。

私の方からは以上です。

○有富主査 河合さんには最後にまとめていただくことにして、次は総務省をお願いします。

○稲岡室長 総務省国際室の稲岡でございますが、私の方から高岡管理官の説明に何点か追加報告をさせていただきたいと思っております。

「2 台帳の作成」についてでございますけれども、これにつきましては、現在の外国人登録制度において、紙により管理をしなければならないことについて、市町村の方から何とかしてほしいという要望も強いようですから、住基も参考とし、検討を進めていく必要があるということでございます。

「4 転入・転居・転出届等」でございますが、これはいずれも住民基本台帳制度でございますけれども、特に市町村の方からは外国人が転出をしたという情報を市町村が早く知りたいというような要望があると、これが現行の外国人登録制度にはないので、何とかしてほしいという要望がございますので、そういった要望も踏まえ検討する必要があるということでございます。

この中の他の法制度の届出との連携というのは、国民健康保険といった、現在住民基本台帳制度が連携

を行っている制度についての記載でございます。

「6 市町村長間の通知」でございますけれども、御承知のとおり、外国人登録制度の場合は、原票のやりとりという形で行っているわけでございますけれども、これにつきまして、こういった通知の方法、具体的にどういふふうに通ずるかということも含めて、通知の在り方について検討を行う必要があるということでございます。

「9 市町村長による記載等の方法及び調査権」でございますが、この点につきましても、市町村から職権消除ができないという点について、大きな課題として現行の外国人登録制度に挙げられておりまして、住基につきましては、職権による記載ができるとか、調査権が付与されているということがございますので、こういった要望を踏まえて検討していきたいということでございます。

「10 国及び都道府県の関与の在り方」でございますが、現在、外国人登録制度は国から市町村への法定受託事務ということでございますけれども、新たな制度においては、基本的には市町村しか関わっていないわけでございますけれども、都道府県がそういった関与をするのか、しないのかも含めて検討する必要があるということでございます。

「12 日本人と外国人の混合世帯への対応」ということで、この点につきましても、市町村の方から御要望が強いわけございまして、新たな制度と、住民基本台帳制度との連携について何らかの工夫ができないかということについて検討する必要があるということでございます。

「14 経過措置等」でございますけれども、これは、現在、外国人登録制度というものがございまして、現実、それにより外国人の状況を把握しているということがあります。新たな制度とどのようにつないでいくのかというのが、非常に大きな論点であろうと思っております。

最後に、「15 体制の整備及び財政措置」でございますけれども、市町村によりましては、仕事が増えるあるいは変わるということでございますので、その辺りについての体制あるいは財政措置といったものをきちんと検討していく必要があるということでございます。

以上でございます。

○有富主査 ありがとうございます。それでは、河合さん、お願いします。

○河合参事官 今、まさに法務省、総務省から御説明いただいたとおり、もともと私も聞いておりまして、現在のところ、調整は的確かつ円滑に行われていると承知しております。

今後、調整の必要があるという状況になれば、必要なことをやってまいりたいと思っております。

また、調整するというのに当たって、今後のタイムスケジュールを考えますと、工程表にございますとおり、1つは、制度骨子案の策定が大体3月ぐらいと見込んでいるわけでございますけれども、それまでの間に何らかの調整が必要になる場合もあるかもしれないと考えております。また、在留管理ワーキングチームを犯罪対策閣僚会議の下に置いておりますので、このワーキングチームの方に所要の報告をし、更に次回、多分5月ないし6月だと思いますけれども、そこでの犯罪対策閣僚会議への報告のための調整というものが必要になるかと思っております。

○有富主査 ありがとうございます。それでは、質疑応答に移らせていただきたいと思います。

井口先生、何かございますか。

○井口専門委員 それでは、皮切りに私の方から幾つか御質問をさせていただきたいと思っております。

まず、工程表に沿いまして、既に総務、法務両省で御議論いただいているということについては、非常にありがたいことだと思っております。

今日、見せていただきました論点ペーパーの各論に入る前に申し上げたいのですが、台帳制度の目的だとか、制度の所管といった問題は、はっきり書いてありません。この点について、御説明いただければと思いま

す。

私ども、このペーパーに対していろいろな感想を持っておりますが、まず、議論のために3、4点だけ最初に申し上げます。まず、先ほど稲岡室長から、2枚目のところの9番ですが「市町村長による記載等の方法及び調査権」のところでお話がありました。市町村の職員による台帳の職権修正は、正確な台帳を作成するために必要な権限化なので、非常に大事なポイントだとも考えております。しかし、この点があまり明示的になっていません。国や都道府県の関与、あるいは法務大臣から市町村への情報提供など、さまざまな情報を手がかりに、正しい台帳をつくっていく必要性があるのですから、もっと明言していただけないものでしょうか。調査権だけではなくて、職権修正について、是非これを実現する方向で御議論いただけないかという点についてお願いしたいのです。

次は11番のところです。

○有富主査 先に全部言ってしまいますか。

○井口専門委員 あと2点ほど申し上げます。それは、法務省からの情報提供の内容についてです。

1つは、外国人の出入国の状況が、数週間しないと、市町村に届かない現状についてです。これを、どうやったら短縮できるのでしょうか。それから再入国許可について、高度人材を中心にこれを廃止できないかという話もしております。その関連もありますので、法務省から市長村へ情報提供をどう改善するのかという点について、法務省にお伺いしたい。

併せて、現在の外国人登録制度では、就労場所についての登録がありますが、雇用対策法が制定され、第28条で事業主から届けが行われ、第29条で、厚生労働省から法務省に情報提供が行われることになっています。そこで、問題なのは、法務省から市町村への情報提供のなかに、外国人の雇用状況も含めていただかないと、市町村が調査権限を発動しても十分な調査は行えないということです。皆様も、視察に行かれたと思いますが、例えば、2年経って同じ小学校に行ってみると、外国人の生徒が大部分入れ替わっていたり、よく聞く話としては、登録されている住所は同じでも、実際には1年の間に2回、3回転居している。その背景に、実は雇用の場所がかなり頻繁に変動しているという実態があるのです。

ですから、雇用の場所をしっかりと把握することによってしか、実際の住所を特定することもできないことになるので、そういう観点から、法務大臣からの情報提供と関連し、必要に応じて市町村が雇用情報に関する情報にアクセスできるようにできるかどうかというのは、非常に重要な問題だろうと思います。

関連しまして「10 国及び都道府県の関与の在り方」についてです。自治体における国民健康保険加入の問題もありますが、社会保険事務所での健康保険加入との関係もあります。そこで、市長村と厚生労働省との間での情報のやりとりも重要になります。その際、雇用に関する情報提供は、法務省を通じて行うのか、厚生労働省と直接行うことができるのか。そのあたりはいろいろな御議論があり得ると思いますので、お答えいただけるとありがたい。

○有富主査 それでは、まず、職権修正の問題ですか。どうぞ。

○稲岡室長 すべてにおいて、現在、検討中でございますが、どうするかというのを、まだ決めていないということではないものですから、明らかでないという御指摘ですけれども、そういう意味では明らかになっていない段階のもので、論点としてお示したものでございますので、これはやむを得ないという点について、まず、御理解いただきたいと思います。

それで、職権の消除という形で、市町村の方から御要望があるということで、現実問題として当該市長村に外国人がいないことがわかっているのに、現行では外国人登録原票を持ち続けていなければいけないという話だろうと私どもは思っておりますけれども、そのことについては、現在、住民基本台帳については、届出あるいは職権で記載を行うというような規定がございまして、新たな台帳制度につきましては、こういったことを参考

にして、制度設計をしていく必要があるのではないかと考えておるところでございます。

○有富主査 その点は、法務省も今の件と関連があるのかな、いかがですか。

○高岡登録管理官 法務大臣からの情報提供ということですが、現行においては、市区町村の窓口で外国人が登録申請をして、そこで外国人登録証明書の交付を受けるということになっていますが、これが新たな制度では、これはまだ最終的に固まっているわけではないんですけども、基本的には外国人が入国したところの地方入国管理局で、在留カードを交付するということを検討しておりますので、その場合、外国人はそこでカードを交付されるわけです。そのカードに、先ほどの基本的な身分情報、それから在留許可に係る情報というのが記載されることになります。

そのカードを持っている外国人が、住むところが決まって、市区町村の窓口に行ったときに、そういう基本的な情報がわからないと台帳がつかれませんので、台帳をつくるのに必要な情報というのは、そのカードを通じて、また必要があれば入管局に確認をして、それで情報がわかるという仕組みをつくらなければならないと考えておまして、そういう観点から、市区町村に御迷惑をおかけすることのないようにしなければならないと思っております。

再入国許可の問題につきましては、これは御指摘の高度人材の問題も含めて検討するということになっておまして、あと、今回法務省において、外国人に関する情報を一元的に把握するという制度もできるようになれば、その中で、何か再入国許可制度について再検討できないのかというのが今後の課題になってくるというふうに考えております。

あと、就労情報の把握と、これを市区町村にどういうふうに提供するかという話ですが、厚生労働省の方で雇用状況報告によって把握する情報、これは一義的には厚生労働省の情報であります。これと同じものが、法務省から要望することにより、また、厚生労働省の方でこれが適切だと判断すれば、情報が法務省の方にも流れてくるわけですが、これを市区町村の方にどういうふうに必要に応じてお渡しするのか、また、御照会いただくのか、その辺の仕組みの問題もあると思っておりますけれども、この辺は今後検討していくものと考えております。

あと、最後の御質問は、今度は逆に、厚生労働省の方が台帳の情報にどういうふうにアクセスするかという問題も含むと思っておりますけれども、それは台帳の制度設計の中で検討されていくことかなと考えております。

○有富主査 どうぞ。

○井口専門委員 現時点で、再入国許可の廃止については、今回の在留システム全体の見直しの中で、どこまで検討が進んでいるのでしょうか。これは前からの宿題であったはずですが、その点はいかがでしょう。

○高岡登録管理官 すぐ出てこなくて恐縮ですが、規制改革会議の前の御提言の中でもあったと思いますので。

○事務局 再入国許可制度の見直しに関しましては、19年度に検討、結論をいただいて、在留管理の関係法令施行までに措置をしていただくということかと思います。

○有富主査 平成19年度までにある程度方向性を確認して、平成21年度の法律改正。

○高岡登録管理官 高度人材に関する見直しです。ですから、その時点で検討結果がでますし、それも踏まえて21年度、全体の制度改正ということになってまいりますので、さらなる検討ということになると思います。

○有富主査 他にも平成19年度中にいくつか確認をお約束していることがありますね。例えば入管法の22条あたりやガイドラインの問題とか、あるいは今回の続きで台帳の「基本構想」についてもということがありますので、その辺も含めて一回、来月の後半にでもヒアリングして、お尋ねするという流れにしておきましょうか。

○高岡登録管理官 2月だと、ちょっとまだ。

○有富主査 わかりました。では一応、その辺をめぐりに次回のヒアリングについて相談をするということにさせ

ていただきたいと思います。

それはそれでいいですね。

○井口専門委員 はい。

○有富主査 さっきの御説明については、どうですか。

○井口専門委員 稲岡さんの言われるのは、検討している状況だということですね。

○中条委員 その可能性のある選択肢、それもまだ出ていないということですか。

○有富主査 どうぞ。

○稲岡室長 基本的には、市町村から要望がある点については、できるだけかなえてあげたいというか、そういった形での制度設計をしたいと、私どもはそういう立場でございますので、それで御理解をいただければと思います。

○有富主査 どうぞ。

○井口専門委員 まさに市町村の方で御要望のある混合世帯の問題です。混合世帯について把握をする際に、どうして新しい台帳制度と住基の仕組みというのが全く違ったものになってしまい、全く異なったフォーマットになると問題だと思います。勿論、両者が異なるのは仕方がないのですが、ある程度共通性のある仕組みにしておかないと、非常に問題解決が難しくなると思われるわけです。

そういう観点から言いますと「3 記載事項の範囲」というところもそうですが、身分情報、それから居住情報のあたりの整理を上手にやらないといけないと思います。特に、外国人の場合、戸籍にかわりに、在留関係の情報がはいってくるのですね。どういう形でやれば、混合世帯を住民基本台帳で把握できるのか、あるいは新しい台帳制度の中で把握できるか、そこら辺が非常に難しいんだろうと思うのです。これについては、去年の10月のタスクフォースのときにも、いろんなアイデアだけはお示ししているんですけども、その後、これについて具体的に何かの御検討はあったんでしょうか。

○有富主査 どうぞ。

○稲岡室長 これは、制度を設計する上で非常に難しい課題ではないかと、私どもも思っております。

頭の体操としては、いろいろ検討しておりますけれども、まだ、今の段階でこうするということが決まったわけではございません。

ただ、制度的には、新たな外国人の台帳制度と住基制度が別ものですから、ここに「適切な連携」と書いていますけれども、その辺りどういう工夫ができるのかということを引き続き検討していきたいと思っております。

○有富主査 どうぞ。

○井口専門委員 それでは、追加で御質問させていただきますが「10 国及び都道府県の関与の在り方」というのは、この台帳制度がどういう目的で利用されるかということと深く関わっていると思うんです。

自治体の窓口では、いろいろ困っているわけですが、社会保険の加入手続きが、社会保険事務所の方に移管されて以来、日本人も外国人も、社会保険に加入しているのか国保に入っているのかを一箇所では把握できなくなり、結局、無保険者がいても、これをフォローしない状態になってしまっているんです。これを放っておきますと、外国人を無権利状態で放置することになり、だれも責任を取らないということなんです。

そうすると「10 国及び都道府県の関与の在り方」の中に、1つ無保険者がしっかり把握できるような形での国の機関の関与、そこら辺のところもちょっと御検討いただかなければいけないんじゃないかと思うんですけども、総務省は、その点について何かその後検討されましたか。

特に厚生労働省は、すぐには実現できないんでしょうけれども、社会保障カードの検討をしているはずですよ。前の選挙のときに、これは自民党の公約だったようです。いくつか報道はされていますが、その問題については、総務省としては、何か対応されていますか。

○江畑課長 外国人についてということですか、日本人についてですか。

○井口専門委員 まずここでは、基本的には外国人について。

○江畑課長 外国人について議論をする前段としては、やはり日本人についてどうするということが先決だと思います。

○井口専門委員 ただ、日本人についての制度改革を全部待っているということになりますと、それが実現するのが、10年後とかそういう話になってまいりますと、これは放置できないので、やはり今回の法改正の中で取り込める部分は取り込んでいかないといけないのではないかと。

○江畑課長 日本人に関する制度をある程度参考にして制度を構築するというのもいろいろ検討しているところがございますので、そこを先行してどういう形でできるかどうかというのは、なかなか難しい点もありますけれども、先生の御趣旨は十分わかっておりますので、そこは今後の検討の内容次第だと思っております。

○有富主査 どうぞ。

○井口専門委員 いろいろ議論はいただいているんだろうと思うのですが、例えば雇用状況報告の義務化をしたときも、あれは日本人については、実はそういう制度がない。しかし、やはり雇用の場が転々としている外国人について、そのまま放置しておく、全く住民としての把握もできなくなるので、この制度を先行して導入していただいたのです。

そういう意味から言いますと、今回の制度の流れというのは、雇用対策法の改正が1つだけ単発で先に行われてしまったのですが、それを新たな制度の一部として取り込んで、この後の在留管理の仕組みでうまくフォローしていただかなければいけないということだと思っております。

ですから、日本人について、まだ制度から何から外国人については、日本人並みでいいのだと、だからどうかなどというよりは、むしろ先行的にいろんなことを進めていただいて、その後、制度全体の改革につなげていくという流れは御理解いただけますか。

○江畑課長 それは、恐らくその制度を所管しているところと十分相談させていただくということになるかと思えます。

○有富主査 今の問題、日本人の方はいろいろ時間がかかりそうな感じだから、逆に実験的にというか、外国人の制度を先につくって、ベンチマークにしてしまうみたいなやり方というのは無茶ですか。

○中条委員 というよりも、まさにそうなので、外国人と日本人というのを2つのグループに分けてしまうというのは、余りにも単純な議論ではあるかもしれないけれども、外国人の方が、やはりいろいろこの件に関しては問題が多いわけですから、そういう制度をなるべく早くつくる。日本人の方も確かに問題はあるかもしれないけれども、それはむしろ少しゆっくり考えてもいいぐらいの話であるかもしれないわけです。

その辺の得られる便益とコストのことを考えながらやっていくなれば、外国人の点について少し先に検討するということがあってもいいと、私は思います。

そのときに、井口先生がおっしゃったように、チェックをきちんとしていくという話が1つ。

もう一つは、外国人がちゃんと届出したくなるようなインセンティブというか、それもやはりある程度考えておかなければいけないだろう。

日本人はどちらかといえば、そういうものはやれということになっていると、やるけれども、これも外国の方に失礼かもしれないけれども、十把ひとからげにまとめては言えないかもしれないけれども、なかなかやろうとしない人もいます。

そういった人たちに対して、きちんとチェックをするということと同時に、そうすると得ですよというインセンティブを与えていく必要があるかと思えます。それは、それぞれの市町村が考えればいいという話であるかもしれないんですけども、そのことも含めて、何かそういうインセンティブについては、お考えになっておられます

か。

○有富主査 どなたにうかがいましょうか。

○中条委員 多分これは総務省さんなのかな。

○稲岡室長 まだそういったところまで具体的に検討している訳ではないですが、大きく言えば、これは市町村なりがサービスを提供する基盤の制度なので、きちんと届出をしないと、例えば児童手当を受けられませんよとか、そういった形でのサービスとの連携というものを図っていく必要があるのではないかと考えております。

また、これはどちらかという、入管マターではあるわけですが、新たに在留カードというのが発行されて、今検討中ですが、住所の記載といいますか、変更の届出みたいのは市町村で行うのかということが想定されておりまして、それと新たな台帳制度との連携ということで、そういった届出のインセンティブ、そのカードにきちんとした住所が書いていないと、その外国人の方はいろいろとお困りになるわけですから、そういったところでのインセンティブというものもあるんじゃないか、そういったところでございます。

○有富主査 今の話に関連して、インセンティブも大事だけれども、やはりきちんと所在を確認する上では、例の厚労省からの情報提供は大きい制度変更だと思うんです。かなり強力な効果の上がるような制度だと思うんだけど、さっき高岡さんからそれに関してはコメントがあったけれども、総務省としては、どういう情報の流れが一番効果が上がると思っていられるか、要は就労情報が、今日の稲岡さんの話を聞いていると、本当に現場のために何とかしようというのが伝わってくるので、今日はいい会議だなと思っているんだけど、是非そこら辺り、情報がどんな流れでやると、市町村が一番喜ぶか伺いたいと思います。どうぞ。

○稲岡室長 私ども、外国人の雇用関係の情報というのを市町村がどれほどお求めになっているのか、ちょっとつまびらかではございませんので、何ともお答えのしようがないんですけども、少なくとも台帳制度ということであれば、なかなかそういったものを台帳の各事項に入れるということには、ならないんじゃないかと、検討中でございますので、個人的感想として聞いていただきたいわけでございますが、そう思っておりまして、本当に必要な場合があるのかどうか、また必要な場合、それをどこに聞けばわかるのかというのは、これは実務としてはいろいろ検討しなければいけないと思いますけれども、例えば外国人がどこで働いているのかというのを、住基を参考とした台帳に書くのかという、なかなかそういうものではないんじゃないかと考えております。

○有富主査 台帳に書くか書かないかの問題ではなくて、やはり所在を確認するための情報としては非常に大事というか、効果のある仕組みかなという感じがしているんだけど、その辺はいかがですか。

○稲岡室長 この人が本当にここに住んでいるのかということを確認するために、その人がどこで働いているかという情報を持ったらすぐわかるとか、そういう御指摘でございますか。

○有富主査 そうです。

○稲岡室長 それは、どちらかという、市町村の調査権との関連での話かもしれません。ちょっと検討したいとは思いますが。

○江畑課長 もう一つは、恐らく自分の市町村内に住所があるかどうかという情報が一番知りたいわけなんですけれども、それが勤務先ときちんと連動するかどうかということは、恐らく隣の町に出ていっても同じところにまだ勤務しているということもあるので、どれだけ市町村が外国人の居住の情報を把握するのに有効な情報かというのは、そこは定かではない部分がありますけれども。

○有富主査 例えば教育の補助金なんかを渡している場合、実際にその自治体に住んでいるのかどうかの実態を情報としてチェックするみたいな使い方というのは。

○江畑課長 それは、今の日本人の場合ですと、ある意味では調査の範囲内で、その方が本当に自分の市町村の住民であるのかどうかというところの情報を把握するために、今の住民基本台帳制度の下で、日本人に対する情報をいろんな方面から収集して、調査して判断しているところでございますので、そういう意味で1

つの情報としていろんな情報を使っていくということは、当然外国人の台帳制度においてもありうると思います。

特に、それ以外に入管の情報というのは、いろんな意味で貴重な情報になるのではないかと考えております。

○有富主査 どうぞ。

○井口専門委員 今の件もあるのですが、1番のところに戻ってよろしいですか。『適法な在留外国人』の範囲」という問題です。御説明がなかったのですが、当初は合法的に入国して、合法的に在留している外国人が、例えば滞在期限を過ぎて、そのまま在留している場合です。その場合、自動的に不法残留の外国人の方が、この登録台帳に残るということが生じます。

その場合、そういう外国人を、登録台帳から抹消するのが適当とは思えないのです。登録する入り口のところでは、合法的でなければならないということはわかりますけれども、結果的に入っている台帳にそういう人がいても、これは決して何もマイナスではなくて、むしろその方についての情報が台帳に残っているということではないのですか。

ですから、先ほど来なんですけれども、合法的である人しかここに登録されていないんだという説明は、やや狭過ぎるのではないかと。

現在、外国人登録証は、不法残留者に対しても交付することが認められているので、入管行政として、今の登録制度を、やめたいというお気持ちがあるのだらうと思われま。

しかし、現実問題として、そういう方々が市町村に登録をしていて、例えば子どもたちが小学校に通っているとか、中学校に通っているという実態があるわけですね。登録をしないと、そもそもサービスが受けられないという問題がありますね。

我が国の場合、外国人の子どもに、義務教育というのがそのまま適用されないというのが文部科学省の御見解になっているので、そのことも、別の問題を引き起こしてしまうおそれがあるのです。

特に、外国人の子どもたちの問題に関しては、もう少しよく御検討いただきたい。仮に不法残留であろうとも、登録で残しておかないと、その子の権利は守れないということにもなるかもしれない。

私は決して、在留カードを不法滞在の人に出すべきだと言っているのではなく、結果的に不法残留になっている方々について、例えば子どもの権利条約だとか、人権規約のAだとか、そういう関連から言うと、人権問題が起きかねない。そういう点についても、慎重に御検討いただく必要があるのではないかと申すんです。その点は、何かお考えになったことはあるのでしょうか。

○高岡登録管理官 まず、適法な在留外国人の台帳制度という大前提でありますので、基本的には不法滞在者は載っていないと、そういう制度だと思います。

法務省の出入国管理政策懇談会の在留管理専門部会において市長村の方からヒアリングしましたけれども、不法滞在者に国民の税金を使って、さまざまなサービスを与えて、結果的に不法残留を助長しているというのはおかしいのではないかと御指摘は集住都市を含めていただいております。そういう要素というのは考えなければいけないと思います。

あとは、不法といった場合、一番極端な不法滞在者ですと、これは退去強制の事由に該当するということになれば、これは国外退去になるわけです。ですから、そういうことで台帳の問題はそもそも生じないでしょう、そこまで至らなくても、在留資格を取り消すということになる場合もあります。そういう場合も速やかに出国されるということになると思います。

そこまで至らないようなものについても、不法ということになった場合、これはどういう取扱いになるかというのは、これは自動的に1回乗ったらずっと乗っているということには、今、申し上げたようなことからならないと思

ますので、実際の状況につきましては、これは今、御指摘になった人権の問題とか、いろんな例もあるでしょうし、他方、現在でも不法残留にはなったんだけど、そういう人道上の観点から特別在留許可というのを出して、結局合法になるということもありますし、実際の取扱いについては、個別のケースを見ないとどうしても決められないこともあるかと思えますけれども、複雑な問題があるかなと思っております。

○有富主査 どうぞ。

○井口専門委員 この問題は、ヨーロッパの国々は、みんなすごく悩んでいる問題なので、そう簡単に日本でも模範解答が書けるように思っていないのです。

ただ、せっかく今回制度をリニューアルするということになっているものですから、その際に、ちょっと特にこの問題について、後で制度自体の欠陥ということにならないようにしておかないといけないだろう。

別途、外国人の子どもに義務教育をかけられないのかどうかというのは、この会議の前身の会議では、実は議論しているんです。その関連からも、将来、入管には検討をお伺いしなければいけないのではないかと思います。

○高岡登録管理官 今、1点申し上げなかったんですけど、不法で滞在している外国人の状況の把握というのは、まさに入管局の仕事でありまして、それはそれでやるということになると思います。

ですから、仮に台帳に載らないということになったから所在がわからなくなってしまうということではなくて、その場合は、入管局の職務をして把握していくということはあると思いますので、台帳に載らなくなったら当然わからなくなってしまうということではないということだけ申し上げておきます。

○井口専門委員 わかりました。それで、実は、今日、せっかく来ていただいたので、ちゃんと伺わなくてはいけないというふうに考えていた項目にもう一つございまして、今の台帳制度が、どういうデータシステムになるのかということについても、皆さん御議論になっていると思うのです。

また、住基ネットとの関連をどうするかというのは、これは総務省は前からお悩みであろうかと思えます。それについて何か御見解がありますか。先ほどのデータ照合の部分については、私どものタスクフォースで出していたペーパーでは、LGWANのように政府と地方行政をつないでいるデータネットが余り使われていないので、これが使えないかという問題も御検討いただくようお願いしたつもりです。総務省が御存じかと思えますが、何か御議論はありましたか。

○河合参事官 「6 市町村長間の通知」の問題と、国の行政機関の情報のやり取りをどうするかという問題は、当然議論すべきポイントだと認識しておりますが、具体的に総務省と法務省の間でどうしようというところで議論が進んでいるわけではございません。

ただ、住基の場合も、電算化してから制度を構築し、その後に住基ネットを活用したというのがございますので、すぐこの制度ができたそのときから、今、おっしゃったような、そういうシステム的な情報交換ができるようなものがすぐスタートできるような形で制度設計できるかというのは、今後の議論を進めてみないと分からないという感じがいたします。

○中条委員 勿論そうだと思いますけれども、どのネットワークを使うかということも考えておかないと、後から非常にコストが高くなるということもある。そこは是非御検討いただければと思います。

○井口専門委員 もう一つリストにございますのは、財政的な問題です。法務省は在留カードの導入ということを検討されていると伺っております。既に 1,800 の市町村のうち、かなりの市長村ですでに情報をデジタル化し、いろいろ工夫して使っていると思います。

それを例えば統一フォーマットに直すということになると、そのデータを変な話ですけども、1,800 をいちいち全部出かけて作業することになるのでどうしてもインシヤルコストはかかると思うのです。

ただ、ひとたびソフトを統一化してしまえば、あるいは、すでに使っているソフトに近いものであれば、ランニン

グコストは低くてすむはずです。そのあたりも加味して法改正を行った場合、予算措置が付いてくるのかという非常に重要な問題があると思うのです。

財政制約を考えた中で、どういうデータシステムを使うかという御議論もなさっておりますでしょうか。

法務省は、勿論前からカードを導入というのは、法務省として非常に大事な柱にさせていただいていたわけですから、財政面からも検討されてきたと思っております。法改正と同時に、例えば法改正して 1 年後ぐらいにはもうカードが導入されてくるというイメージですか。

○高岡登録管理官 今後、工程表に沿って検討していく中で、まず制度の基本的な構想が固まったところで、具体的に法案というふうに入っていきわけですけれども、その中で財政措置、これをどの年度でやっていくか。

あと、恐らくある程度の周知期間というのも必要になるでしょうし、それと経過措置の問題ですね。そういうもろもろの要素を踏まえて検討していく必要があると思っております。今の段階では具体的なことは申し上げられないです。

○有富主査 今の議論とは直接関係ないんですけども、河合さんにお尋ねしたいんですけども、犯罪対策閣僚会議との、今回の台帳整備についての議論の状況を、我々は直接関係ないかもしれないけれども、可能な範囲で少しお話ししていただけるとありがたいと思います。

○河合参事官 在留管理ワーキングチームにおいては、まさに昨年 7 月に報告をまとめたという形になってございますが、その中の課題として残っているのが、この会議で議論をさせていただいていることでございます。

雇用対策状況の話等々も含めて、確実に動いている中で一体どうするのか、もともと平成 21 年に法案が提出されることに関して、台帳の問題をどうするのかという議論がずっと残っております。そこで、今、総務省と法務省と内閣官房という形で検討しているわけでございますけれども、他の省庁で、これは犯罪対策、治安対策あるいは政府の対策として齟齬がないのかどうかという議論は当然必要になってまいりますので、その時に、例えば厚生労働省としては、この部分は足りませんか、他の省としては、この部分はちゃんと情報が来ないとおかしいじゃないかとか、今まで議論をしてきたことについて、十分な措置がなされているのか、そういう議論が、総務省、法務省の議論が固まってくれば、調整しなければならぬ場面も出てくるであろうと考えております。

ただ、その内容が何なのかというのは、今、具体的につまびらかではありませんけれども、あくまでチェックはしなければいけないと思っております。

○有富主査 ありがとうございます。あとは、なにか言い足りないことはございますか。

○井口専門委員 1 つだけよろしいですか。

○有富主査 どうぞ。

○井口専門委員 これも前から余り議論できなかったんですけども、特別永住の方々の取扱いも大事なのですが、今回あまり触れられていません。現在の入管特例法を改正法に吸収するイメージなののでしょうか。新聞で登録法廃止が報道されているのでよくわからないところもあるんです。特別永住者の方々の問題については、総務省の考えが違うのかもしれませんが、法務省としては何かお考えがありますか。

○高岡登録管理官 御指摘の新聞記事、幾つか週末に出ていたようですが、記事を見てみますと、見出しは外国人登録制を廃止とか書いてありますけれども、中を見ますと、必ずしもそういうことではないと理解しています。記事本文についてはです。

それから、工程表にありますように、在留管理の見直しというものを行っております。

これは、前も申し上げたので、若干重複することになるんですけども、在留管理を見直して、在留情報の把握を一元的にしていこうという話は、要するに外国人が成田なら成田から日本に入国して、そのときに私は何のたれべえです、何歳ですと身分情報を提供する。そのときに、在留資格を法務省で付与するということで

入国するわけです。そこが1つです。

次に住むところが決まったら市区町村へ行って、またそこで私は何のたれべえです、何歳ですと、それでこういう在留資格をもらいましたということで、情報の把握という観点でとらえると、二度手間になるという話です。これを一元化するというのが在留管理の見直しの大きなポイントであります。

特別永住者の方は、ある日、成田から入国して日本にいるというわけではなくて、日本で生まれになって日本にいるわけですから、今申し上げた一元化して情報を把握するという検討の対象にはならないんです。

ですから、今、河合参事官の方から、御紹介になった去年の7月のとりまとめたワーキングチーム検討結果という中でも特別永住者については、ここでの検討の対象としないと、こういうふうに書いてあるわけです。

それで、工程表の上から半分については、そういうことでありまして、下半分の方ですけれども、外国人登録制度を適法な在留外国人の台帳制度と改編する。この場合に台帳制度が改編されれば、ずっと御議論いただいているように、外国人を住民としてきちんと扱って、利便性も増すし、サービスも向上するということが期待できますので、そこに特別永住者を入れないということにする必要は、ないのではないかと思いますので、これは今後検討して行って、それでそのところを固めていくということで、繰り返しになりますが、3月に基本構想、その後、実務者会議において、市区町村等の意見も賜わりながら制度原案を策定していくということになりますので、こういう段階で、台帳制度における特別永住者の方の取扱いというのも固まっていく。

この全体像を踏まえて、特別永住者の方についての制度がどうなっているのかというのを検討していくわけですので、今の段階でこうなるということは、まだわからないということです。

○有富主査 ありがとうございます。大体予定の時間になりましたので、このあたりで本日の海外人材タスクフォースを終了したいと思います。

もう言い足りないことはございませんね。よろしいですね。

先日、合意いただきました、当会議の第2次答申におきましては、本年度末までに当該台帳制度の基本構想を作成し、公表していただくことになっておりますので、その作成、公表までのいずれかのタイミングで、またお話をお聞かせいただくようなことがあると思いますので、よろしく願いいたします。先ほどお願いした、ガイドラインなどについても、またお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

本日は、どうもありがとうございました。

以上